

# 日本の生命倫理、日本のヒト胚

第68回生命倫理調査会

(2012/07/12)

町野朔(上智大学生命倫理研究所)

# Today's Agenda

- I. 日本におけるヒト胚
- II. 日本の生命倫理政策
  - クローン技術規制法、ES指針、ヒト受精胚作成指針
    1. クローン技術規制法(2000年)、特定胚指針(2001年)
    2. ES指針(2001年)
    3. ヒト受精胚指針(2010年)
- III. 生命倫理専門調査会と日本の生命倫理

胎児の生きる権利が考慮されていない日本で、ヒト胚研究の倫理性を議論できるのか？

# I 日本におけるヒト胚

# 人工妊娠中絶（母体保護法）

- 母体保護法

- 2条（定義） 2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。
- 14条（医師の認定による人工妊娠中絶） 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。
  - 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
  - 二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

- 平成2年3月20日厚生省発健医第55号厚生事務次官通知

- 優生保護法第2条第2項の「胎児が、母体外において生命を保続することのできない時期」の基準は、通常妊娠満22週未満であること。この時期の判断は、個々の事例について優生保護法第14条に基づいて指定された医師によつて行われるものであること。

# 母体保護法の歴史

- 昭和15年： 国民優生法
- 昭和23年： 優生保護法
- 昭和24年： 経済条項の導入
- 昭和27年： 地区優生保護審査会の審査を不要とする
- 平成8年： 「母体保護法」へ改正
  - 優生思想の排除
    - 人工妊娠中絶許容を「経済的・医学的適応」「犯罪的適応」の2つに整理。
  - 「胎児性適応」による中絶を認めず。

# 日本における人工妊娠中絶の状況

- 1958(昭和33)年(最大時)
  - 届け出実施件数:1,128,231
  - 対出生数(1,653,469)比:68.2%
  - 「中絶天国ニッポン」!
- 1981(昭和56)年
  - 届け出実施件数:582,492
  - 対出生数(1,589,372)比:36.6%
  - ▶ 日本の内閣閣僚と国会議員へ(1982年4月23日)“皆さんがお持ちになっているほどのものを持っている国はありません。それなのに、日本人々は子どもを嫌がっています。...子どもたちは死ななければならないのだと.....。まだ生まれていない幼子を抹殺してしまうあの恐ろしい墮胎法(優生保護法)を廃棄するために協力してください。”三保元訳『愛—マザー・テレサ 日本人へのメッセージ』(女子パウロ会)
- 2009(平成21)年
  - 届け出実施件数:226,878
  - 対出生数(1,070,035)比:21.2%

# 「ヒト胚保護」の議論のあり方

- 「中絶の自由」の問題との関係を棚上げして議論することはできない。
- カトリック教会
  - 中絶は許容できない以上、ヒト胚研究も許容できない。
- 人の生命の尊重についての区別
  - マジックワードとして、blanket ideaとして「人間の尊厳」を使用することは許されない。“人間の尊厳に代えて法益を！”(高山佳奈子)
  - Cf. 奥田純一郎「ヒト胚・生命倫理・リベラリズム」思想965号(2004年). 『科学技術政策提言 生命科学技術推進にあたっての生命倫理と法』[科学技術振興調整費成果報告書(平成14年度～)](町野朔研究代表)  
<http://scfdb.tokyo.jst.go.jp/pdf/20021680/2003/200216802003rr.pdf>
  - ≡ derivative value & detached value in: Ronald Dworkin, *Life's Dominion* (1993).
- ① ヒト胚の生命の保護(ヒト胚の生きる権利)
  - 中絶の許容性
- ② 人の生命の尊厳(生命に対する畏敬の念)
  - ヒト胚研究—中絶は許される場合でも、人間の尊厳に反する研究は許されない。

諸外国の動向は、当時の日本にも十分に知られていた。

しかし中絶の許容性についての深刻な議論抜きで、その事実上の解禁が実現していた日本で、ヒト胚研究についてどのような政策決定が行われるべきか？

ドイツ胚保護法(1990年)、イギリス受精および胚についての法律(1990年)、フランス生命倫理法(1994年)とは異なった方向を歩み始めたのが日本である。

## Ⅱ 日本の生命倫理政策

—クローン技術規制法、ES指針、ヒト受精胚作成指針



# 1. クローン技術規制法(2000年) 特定胚指針(2001年)

- 「ヒト胚保護法」ではないクローン技術規制法
  - 生命工学による3つの悪夢(クローン・キメラ・ハイブリッド人間)の阻止は、ヒト胚の保護とは別の次元の問題。強いていえば生殖医療の規制。
    - 1条(目的) この法律は、...一定の技術...が、...特定の人と同一の遺伝子構造を有する人...若しくは人と動物のいずれであるかが明らかでない個体...を作り出し、...これにより人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持...に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、...当該胚の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることにより、...社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的とする。
    - 民主党案はより広範な規制を主張
      - ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案1条(目的) この法律は、人の生命の萌芽であるヒト胚の人為による作成及び利用が人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに人の属性を有する胚が人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体の安全の確保に重大な影響を及ぼす個体の人為による生成をもたらすおそれがあるものであることにかんがみ、ヒト胚の作成及び利用について必要な規制を行うとともに、人の属性を有する胚の人又は動物の胎内への移植を禁止するほか、その作成及び利用について必要な規制を行うことにより、人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体の安全の確保を図ることを目的とする。
      - ドイツ「ヒト胚保護法」(1990年)
    - 町野朔「クローン技術規制法」参照。
- しかしクローン技術規制法には妥協があり、これが問題をさらに分かりにくくさせている。
  - 附則2条(検討) 政府は、この法律の施行後3年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
  - クローン・キメラ・ハイブリッド胚より広い「特定胚」の「取扱い」(=研究)についても規制。特定胚指針がさらに詳細を規定する。
    - 「悪夢」が現実のものとならないようにするためなら、特定胚作成の届け出+流通の規制だけで十分のはずだが。

# 「特定胚」の問題

- 法律(クローン技術規制法)が許容している範囲(特定胚全体)を行政庁(文科省)の命令(特定胚指針)で限定している。この指針は無効ではないか？
- 動物性集合胚(法2条1項20号)
  - 「ヒト性集合胚」(キメラ胚)との限界付けは可能か？
- 人クローン胚(法2条1項10号)
  - 3前核胚は「未受精卵」(CSTP報告書)ではないが、そこからの作成も認めるようにした(指針9条5項3号)。
  - 3前核胚から作成されたクローン胚が、「ヒト除核卵と融合することにより生ずる胚」(法2条1項10号)の作成になるか？該当しなければ、着床させてもかまわないということになる。
- ヒト胚分割胚(法2条1項8号)
  - 着床前診断の方法として行われる割球の作成はこれに該当して許されないことになるか？